

平成 19 年 7 月 20 日

平成 20 年度厚生労働省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク
代表 山岡 修

発達障害児に対する保健、医療、保育、福祉、就労支援についての充実のための諸施策を推進してください

1. 乳幼児健診からの早期支援・早期発見体制の充実

乳幼児健診から早期の支援が可能になるよう、乳幼児健診に関わる医師、保健師などの、健診に必要な事項についての研修の明確化、早期支援体制の確立の実現をお願いします。

2. 発達障害児者が適切な医療でのリハビリテーション等の実現

発達障害のリハビリテーションにおける位置づけの明確化をお願いします。脳血管障害などの位置づけしかなされていないために、医療ケアのなかでの言語療法や作業療法が受けられない体制になっており改善を要望します。保険点数などにおける改善を要望します。

3. 保育園・保育所における発達障害児の適切な保育の実現

特別支援教育における支援体制に対応する、保育園・保育所における保育面での位置づけ、支援体制の確立を要望します。早期からの適切な支援が実現できるような体制作りとともに、学校教育への連続性をもてるような体制作りをお願いします。

4. 障害者自立支援法における発達障害者の位置づけと支援サービスの改善

障害者自立支援法において、適切な障害程度区分による支援サービスが行われるために、発達障害児者への判定や受けているサービスなどを把握するために、支援の実態調査を行うことを要望します。また、障害児福祉サービスや、地域での障害者福祉サービスにおいて、必要なサービスが適切に受けられるよう、改善を要望します。

5. 子育て支援のなかでの発達障害児の支援体制の実現

子育て支援は、診断の有無ではなく、支援の必要性から地域で子育てを支援できる体制作りが求められています。例えば、地域における子育て支援の領域として、全国の市町村の児童家庭相談担当課及びその実施機関（例 子ども家庭支援センター、家庭児童相談室など）に発達に関する専門職が必置されることを要望します。

6. 児童養護施設等における発達障害児に対する適切な支援体制の実現

養護困難、非行行為、情緒障害等のため、該当児童が入所している、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設にも、発達障害のある児童が入所しています。これらの施設における人身体制の改善や、発達障害に関する専門職の必置など支援体制の改善を要望します。

7. 発達障害者の就労支援の充実

発達障害者の就労支援体制作りが進んでいるが、さらなる充実をお願いします。学校教育などとの連携のなかで、適切な進路指導、就労支援の実現をお願いします。

8. 成人発達障害者への支援の充実

家庭内での内閉等、種々の困難さをもって生活している発達障害者とその家族に対する実態把握と、支援体制作りをお願いします。

9. 専門職の活用

作業療法士、心理職（臨床心理士、臨床発達心理士など）、言語聴覚士、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職の活用をお願いします。

【中長期的な取組】

10. 発達障害等の障害に対する社会的理解の向上

発達障害に対する社会的理解を促進していくような取り組みを充実するようお願いします。

11. 発達障害児者への支援の専門性の向上

発達障害者支援センターをはじめ、発達障害児者支援に関わる専門家や職員等の専門性の向上を実現し、発達障害児者の支援の質の向上をしてくださるようお願いします。

以上

平成 20 年度文部科学省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク

代表 山岡 修

発達障害児に対する特別支援教育についての充実および教育的支援の諸施策を推進してください

1. LD、ADHDを対象とした通級加配の人員の計画的な確保

第8次定数改善計画は見送りとなり、平成18年度、19年度は単年度で人員を確保いただきましたが、20年度以降も安定的にLD、ADHDを対象とした通級の設置拡充が必要です。20年度からの定数改善5ヵ年計画策定などにより、総計3,000名～5,000名の定数改善をお願いします。

2. 特別支援学級、特別支援学校における「自閉症者」の名称・位置付けの明確化

特別支援学級において、「情緒障害者」から「自閉症者」を分け、「自閉症者」の適切な教育を実現することをお願いします。また、特別支援学校において「自閉症者」を位置づけることをぜひお願いします。

3. 発達障害等の障害に対する、一般生徒・保護者および社会的理解の向上

(1) 保護者向け理解啓発リーフレットの発行

小学校入学時に保護者全員に配布 ー毎年120万部発行

JDDネットにて編集を受託

(2) 一般の児童・生徒の理解向上

総合学習の時間等で障害理解のカリキュラム

4. 小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備

LD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒は通常の学級で大半を過ごすことを勘案し、学校教育法75条に基づき、小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備を推進してください。担任教員に対する学校の内外からの支援体制の整備、補助教員等の活用、現職教員に対する研修、現場教員に対する支援体制の確立、教員の資質向上・発達障害に対する理解向上等の方策に取り組んでくださるようお願いいたします。

5. 幼稚園・保育園・保育所における適切な支援体制の整備・人材の育成

早期発見・早期の発達支援に鑑み保育士等の理解啓発、資質向上を早急に図ってくださるようお願いいたします。

6. 後期中等教育、高等教育における発達障害児に対する支援体制の検討・整備

(1) 発達障害支援モデル事業の拡充

(2) 発達障害を対象とした、特別コースや、特別支援学級、通級指導教室の設置

- (3) 職業準備教育等、就労支援施策の拡充
- (4) 普通高校卒業者等に、就労準備教育、就労支援の場の設置
特別支援学校等の設備を利用し、1年程度の学科設置
など地域の実態に応じた、多様な場の創出

7. 学校外の人材・資源の活用

- (1) 特別支援教育士等の専門的指導資格を有する者の積極的活用
- (2) 教育現場における積極的な作業療法士、スクール・カウンセラー(臨床心理士、臨床発達心理士など)、言語聴覚士、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職の活用

【中長期的な取組】

8. 特別支援教室の実現に向けた検討を、時間を置かずに開始してください

中教審答申で、別途検討することが適当とされた「特別支援教室」に関する制度改定について、時間を置かずに検討を開始するようお願いします。

9. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備

- (1) 教員養成課程における発達障害を含む障害児に対する教育の基礎理論の履修義務化
- (2) 専門家の育成と活用教員への指導事例等の情報提供の拡充
- (3) 教員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と情報提供体制の整備
- (4) 教員支援の体制整備

以上

平成 20 年度法務省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク

代表 山岡 修

発達障害児者に対する、関係者等への理解促進等の諸施策を推進してください

1. 発達障害者について、法曹関係者への理解啓発

法曹界において、発達障害に対する基本的な理解の不足、誤解などから配慮に欠ける対応が見られることがあります。発達障害者についての基本的な理解促進をお願いします。

2. 発達障害者への消費者被害を防ぐための体制作り

発達障害者の消費者被害の実態把握を行い、防止のための種々の法制化や、体制作りをお願いします。

3. 発達障害等の障害に対する社会的理解の向上

発達障害に対する社会的理解を促進していくような取り組みを充実するようお願いします。

以上

平成 20 年度内閣府関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク

代表 山岡 修

発達障害児者に対する、国民への理解促進等の諸施策を推進するとともに、視覚的支援によるコミュニケーション手段を確保し、発達障害児者の自立と社会参加を支援してください

1. 発達障害等の障害に対する社会的理解の向上

平成 19 年 2 月に実施いただきました「障害者に関する世論調査」の結果からも、学習障害や注意欠陥/多動性障害、自閉症などの発達障害についての社会的理解が深まっていないという状況が明らかとなりました。今後、発達障害に関する社会一般への理解啓発活動を推進し、発達障害に対する社会的理解の向上に努めてくださるようお願いいたします。

2. 視覚支援によるコミュニケーション手段の確立を

自閉症をはじめとする発達障害の人たちの中には、言語によるコミュニケーションのみでは十分に自分の意思を伝え、さらに相手の意図を理解することが難しい場合があります。コミュニケーション支援ボードの開発やピクトグラムの設置などにより、発達障害の人たちのコミュニケーション分野での環境整備をお願いします。

3. 発達障害者の情報へのアクセスの保障を

現在、著作権法の見直しの中で、発達障害者に対する情報の偏りがないように検討を進めていただいているところですが、教育の場で不利益をこうむることのないよう、特に教科書および教科書に準ずる図書、緊急の災害などに関する情報、図書館に設置してある録音図書などの情報へのアクセスを保障してくださるようお願いいたします。

以上